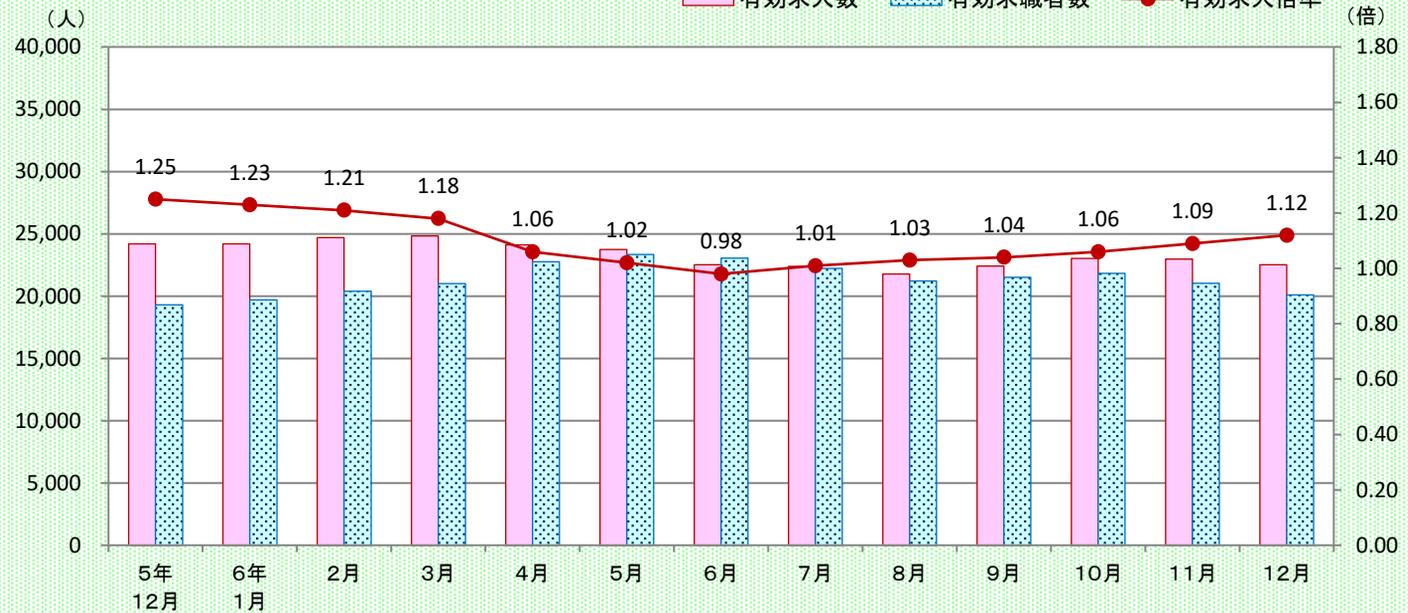


この情報紙は、ハローワーク小倉・八幡・行橋管内の状況をまとめたものです。

- 令和6年12月の北九州地域の有効求人倍率は1.12倍となり、前年同月を0.13ポイント下回りました。
- 有効求人数は22,523人と、前年同月と比較して6.9%減少しました。
- 有効求職者数は20,102人と、前年同月と比較して4.1%増加しました。

◇ 有効求人・有効求職者の状況



北九州地域	5年12月	6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
① 有効求人倍率	1.25	1.23	1.21	1.18	1.06	1.02	0.98	1.01	1.03	1.04	1.06	1.09	1.12
② 有効求人数	24,190	24,182	24,686	24,823	24,124	23,748	22,507	22,376	21,778	22,398	23,033	22,981	22,523
うち、小倉所	12,797	12,680	13,110	13,076	12,507	12,333	11,706	11,870	11,675	12,071	12,414	12,367	12,242
③ 有効求職者数	19,305	19,711	20,394	20,992	22,761	23,333	23,042	22,231	21,209	21,520	21,815	21,018	20,102
うち、小倉所	7,566	7,729	7,996	8,348	9,016	9,239	9,089	8,682	8,119	8,304	8,485	8,048	7,723

- 有効求人倍率は、有効求人数を有効求職者数で割った倍率で、求職者一人あたりの求人指標を表しています。
- 有効求人数は、当月にハローワークで募集されていた求人の数です。
- 有効求職者数は、当月にハローワークでお仕事探しをされていた方の人数です(オンライン求職登録の人数を含む)。

【参考】…季節調整値

- 全国の完全失業率 2.4%(前月比0.1p低下)
- 全国の有効求人倍率 1.25倍(前月と同じ)
- 福岡県の有効求人倍率 1.18倍(前月比0.02p低下)
- ※ 季節調整値は、季節的要因を除いて算定された数値。

ハローワーク小倉 (小倉公共職業安定所)

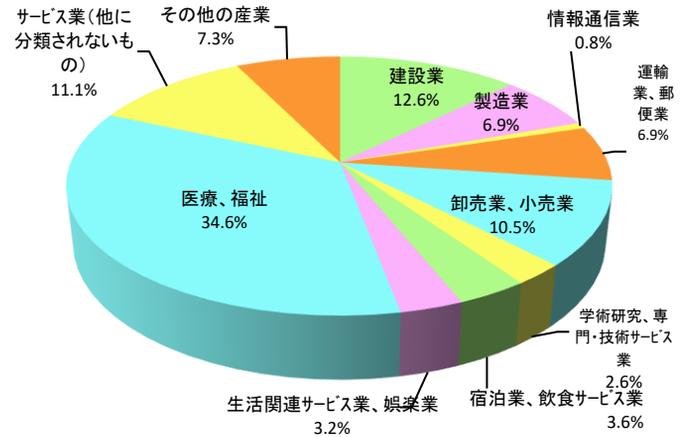
- ・電話番号/小倉地区
ハローワーク小倉 (093-941-8609)
マザーズハローワーク北九州 (093-522-8609)
小倉新卒応援ハローワーク (093-512-0304)
- ・電話番号/門司地区
ハローワーク小倉 門司出張所 (093-381-8609)

1 新規求人のうごき

(1) 産業別新規求人の状況

- 今月の北九州地域の新規求人数は7,596人で、前年同月を10.6%下回りました。
- 産業別にみると、⑪その他の産業(60人)、⑥学術研究、専門・技術サービス業(52人)が増加しています。
- 一方、⑨医療、福祉(△595人)、⑤卸売業、小売業(△141人)で減少数が多くなっています。
- 新規求人の産業別割合をみると、⑨医療、福祉、①建設業、⑩サービス業(他に分類されないもの)順に割合が多くなっています。

◇ 産業別新規求人の割合

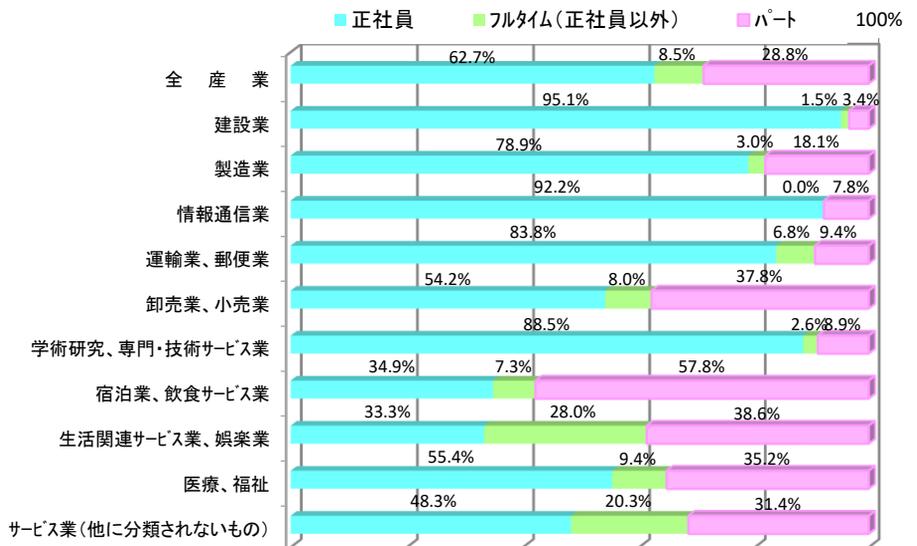


令和6年12月 産業別・雇用形態別：新規求人状況	新規求人数 (学卒求人を除く)	前年同月比		フルタイム求人 (常用)		パート求人 (常用)
		増減率	増減数		正社員求人	
全産業	7,596	△10.6%	△ 898	4,680	4,121	1,897
① 建設業	960	△10.7%	△ 115	909	895	32
② 製造業	527	△8.8%	△ 51	411	396	91
③ 情報通信業	58	△31.0%	△ 26	47	47	4
④ 運輸業、郵便業	522	△7.8%	△ 44	424	392	44
⑤ 卸売業、小売業	795	△15.1%	△ 141	334	291	203
⑥ 学術研究、専門・技術サービス業	198	35.6%	52	174	169	17
⑦ 宿泊業、飲食サービス業	273	△26.0%	△ 96	92	76	126
⑧ 生活関連サービス業、娯楽業	240	5.3%	12	81	44	51
⑨ 医療、福祉	2,626	△18.5%	△ 595	1,558	1,332	847
⑩ サービス業(他に分類されないもの)	840	5.8%	46	460	324	211
⑪ その他の産業	557	12.1%	60	190	155	271

- 1) 新規求人数は、当月にハローワークで受理した求人の人数で、4か月未満の臨時雇用を含みます。
 2) フルタイム求人(常用)・パート求人(常用)は、4か月未満の臨時雇用を除きます。

(2) 雇用形態別新規求人の割合(常用)

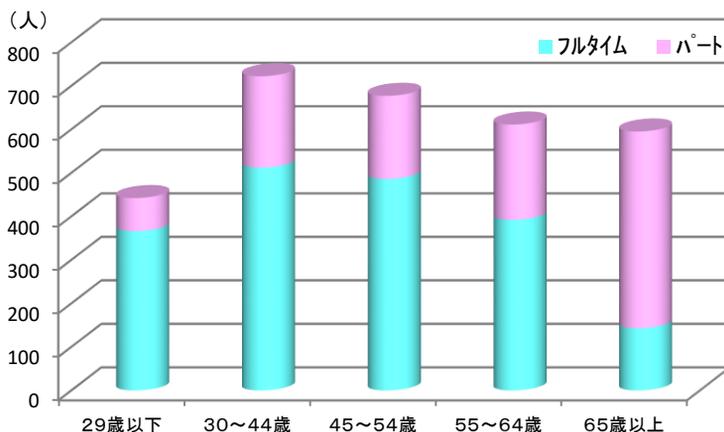
- 新規求人を雇用形態別にみると、正社員が62.7%、フルタイム(正社員以外)が8.5%、パートが28.8%となっています。
- 正社員の割合が高いのは、①建設業(95.1%)、③情報通信業(92.2%)となっています。
- パートの割合が高いのは、⑦宿泊業、飲食サービス業(57.8%)、⑧生活関連サービス業、娯楽業(38.6%)となっています。



2 新規求職者のうごき

◇ 年齢別・雇用形態別新規求職者の状況

- 今月の北九州地域の新規求職者数は3,047人で、前年同月を8.9%上回りました。
- 年齢別にみると、②30～44歳層が722人と最も多くなっています。
- 雇用形態別にみると、フルタイムが62.3%、パートが37.7%となっています。



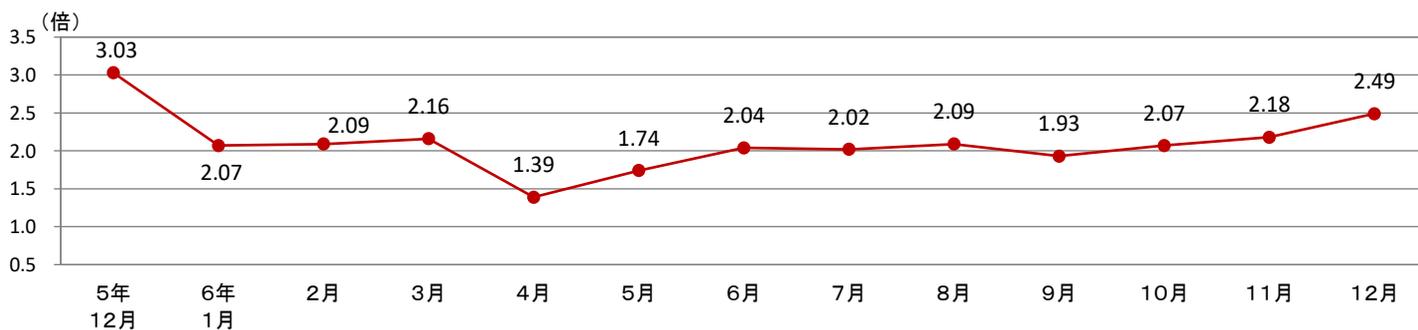
令和6年12月 年齢別・雇用形態別 新規求職状況	新規求職者数 (学卒を除く)	前年同月比		雇用形態別	
		増減率	増減数	フルタイム	パート
全 年 齢	3,047	8.9%	248	1,899	1,148
① 29歳以下	442	△7.1%	△ 34	366	76
② 30～44歳	722	3.0%	21	512	210
③ 45～54歳	677	18.4%	105	486	191
④ 55～64歳	611	9.5%	53	392	219
⑤ 65歳以上	595	20.9%	103	143	452

1) 新規求職者数は、当月にハローワークで求職登録した方の人数です(オンライン求職登録の人数を含む。)

2) 新規求職者数(フルタイム・パート)は、4か月未満の臨時雇用を含みます。

3 新規求人倍率のうごき

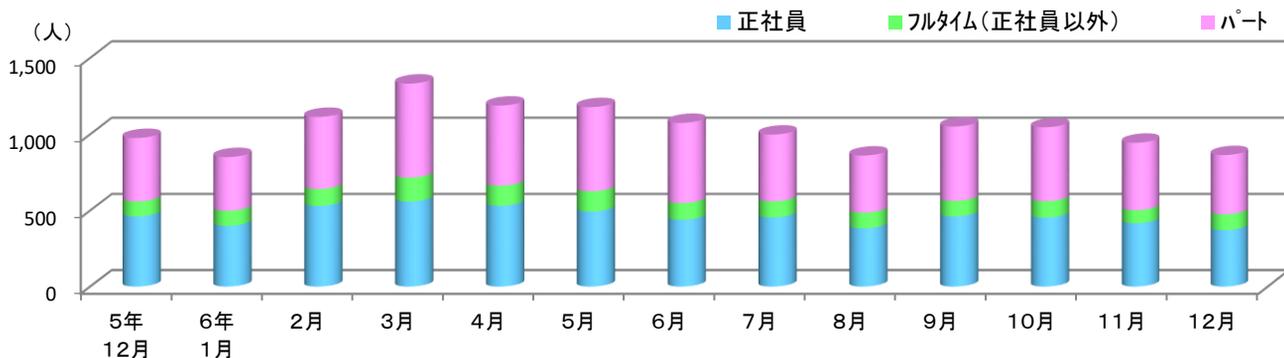
- 今月の北九州地域の新規求人倍率は2.49倍となり、前年同月を0.54ポイント下回りました。



《北九州地域》	5年 12月	6年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
① 新規求人倍率	3.03	2.07	2.09	2.16	1.39	1.74	2.04	2.02	2.09	1.93	2.07	2.18	2.49
② 新規求人数	8,494	8,654	8,408	8,713	8,314	7,821	7,551	8,071	7,125	8,067	8,709	7,177	7,596
うち、小倉所	4,600	4,676	4,276	4,586	4,275	3,994	4,062	4,348	3,759	4,412	4,655	3,695	4,337
③ 新規求職者数	2,799	4,182	4,022	4,028	5,962	4,490	3,703	4,005	3,414	4,171	4,210	3,290	3,047
うち、小倉所	1,190	1,753	1,700	1,735	2,441	1,900	1,562	1,641	1,467	1,789	1,815	1,382	1,335

4 ハローワークの紹介等による就職状況

- 今月の北九州地域ハローワークの紹介とオンライン自主応募で就職が決定した方は864人となりました。
- 雇用形態別にみると、パートの割合が最も多くなっています。



		5年 12月	6年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
就職 件数	北九州地域	976	851	1,114	1,332	1,188	1,178	1,075	998	861	1,051	1,046	945	864
	うち、小倉所	399	374	463	607	498	493	451	413	325	447	469	387	368
	① 正社員	461	399	530	559	531	493	439	454	383	461	453	416	371
	② フルタイム (正社員以外)	99	99	111	157	132	133	110	106	103	102	108	86	104
	③ パート	416	353	473	616	525	552	526	438	375	488	485	443	389

ハローワーク小倉からのお知らせ

経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ

令和7年4月1日以降、65歳までの継続雇用制度の対象者は希望者全員です

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置は令和7年3月31日をもって終了します。

65歳までの雇用確保（義務）

令和7年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。（高齢者雇用安定法第9条）

- ・ 定年制の廃止
- ・ 65歳までの定年の引き上げ
- ・ 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※上記いずれかの措置を講じる際は、就業規則の変更も必要となりますのでご注意ください。

70歳までの就業機会の確保（努力義務）

65歳までの雇用確保に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、以下のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講ずるよう努める必要があります。（高齢者雇用安定法第10条の2）

- ・ 70歳までの定年引き上げ ・ 定年制の廃止
- ・ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ・ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ・ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

就業確保措置の詳細は
厚生労働省HPをご覧ください。

就業確保措置 検索

